

2020年2月28日

京都市教育委員会
教育長 在田 正秀様

新型コロナウイルス対策のための休校措置に対する緊急申し入れ

京都市立高等学校教職員組合
執行委員長 村尾 竹郎

新型コロナウイルスによる死者や感染者が全国に広がっています。現在でもウイルスの有無を判定する検査体制が整わないなど、国の対策の遅れが指摘されています。そんな中、2月27日夕刻に安倍首相は、数日前の文科省の「地域の実態に応じて休校を判断する」との見解を覆し、3月2日から春休みまで、全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に対して一斉に休校を要請することを突然発表しました。この唐突な発表を受け、学校関係者、保護者から不安の声や混乱している実態が次々と組合本部に寄せられています。そうした中、京都市教育委員会は、比較的早い段階で3月2日の通常登校を表明し、続いて「京都市が3月5日から4月7日までを臨時休校とする」とマスコミ報道がされました。

私たち京都市立高等学校教職員組合は、子どものいのちと健康を守ることを最優先にした専門家・行政関係者・教育関係者の英知を結集した抜本的な対策を行うことが必要な事態だと考えています。一方で年度末を迎え、学年末考査や新年度に向けた説明会なども予定されており、学校の休校などの措置は、国が一方的に決定することではなく、専門家の医学的知見などを含めて慎重に検討されること、さらに、家庭や子どもへの影響も考慮し、一定の準備期間が必要だと考えています。

これらの観点から以下の点について緊急の申し入れを行いますので、誠意ある回答を求めます。

記

1. 各学校の休校の判断（時期や期間など）は、客観的データや専門家の医学的知見に基づき、各校の判断を尊重すること。また、休校中の生徒の感染や罹患の状況が把握できる体制を整えること。
2. 子どもの教育権を保障すること。学年末の定期考査（準ずるものを含め）の実施が必要と判断した学校に対しては、感染対策を行ったうえで実施できるようにすること。

3. 高校入試について

- ①中期選抜の実施にあたっては、教職員を含め感染拡大を生まないよう万全の体制をとること。
- ②入試に対する受検生の不安を解消するために、必要な情報の周知が行えるようにすること。
- ③感染が明らかになった受検生については不利益にならないよう救済策を実施すること。

4. 学校としての必要最低限のとりくみについては、感染拡大の予防策を実施したうえで実施を認めること。

5. 教職員の雇用とサービスについて

- ①妊婦やリスクのある持病を抱えた教職員については、自宅での仕事を可能にするなど対策を検討すること。また、自宅での仕事（テレワーク）の扱いができない場合は、特別休暇や職務専念義務免除を認めること。
- ②子どもの学校等の休校の影響で勤務が困難な教職員については、子育て休暇の拡大（日数や適用範囲）など、緊急の措置を講ずること。
- ③通勤時の混雑を避けるために時差出勤を可能とすること。
- ④授業や子どもの指導が行われることが前提で任用されている教職員については、任用期間満了まで任用を継続すること。

6. 国に対して、経済対策を含めて新型コロナウイルス対策予算の確保を要請すること。

以上